

毎年110万円の贈与をしたときは？

Q 私の母（75歳）は母の妹（独身・預金3,500万円・持ち家なし・二人姉妹）から100万円の生前贈与を受けます。母は公的年金を年額90万円受け取っています。私の扶養控除から年末調整で除外されますか？他の注意点もアドバイスしてください。

A 結論から申し上げますと、贈与を受けた金額は税法上は給与所得などの所得ではありませんので、扶養家族として今まで通り認められます。なお、参考までにお母さんは65歳以上ですので公的年金が年額158万円以下〔158万円（公的年金）－110万円（公的年金等控除）＝48万円（雑所得）〕であればお母さんの所得金額が48万円以下ですので扶養控除OKです。

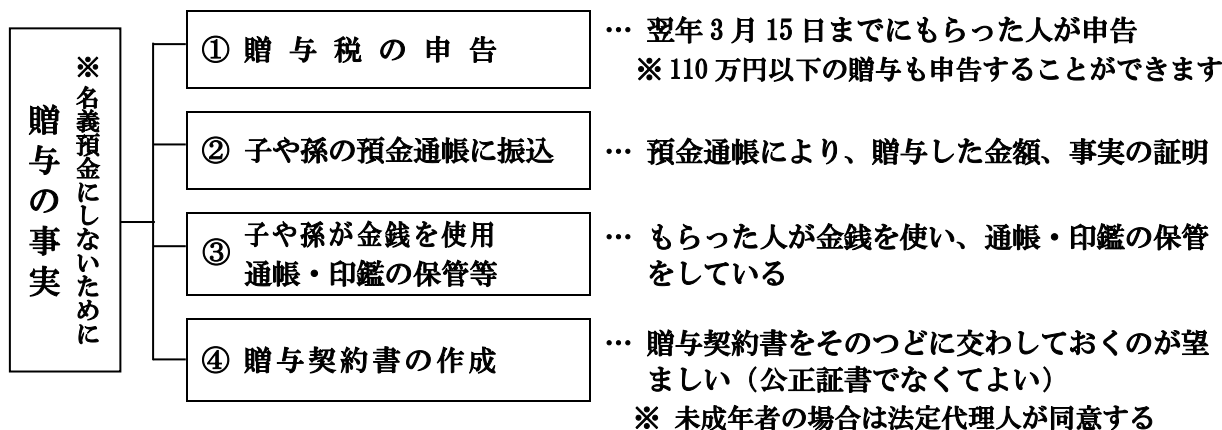
※ 公的年金等控除額 … 65歳未満最低 → 60万円 65歳以上最低 → 110万円

▶ **贈与の事実の証明 … 年間110万円以下の贈与は非課税**

1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた金額が110万円までの金額は、贈与税が課税されません。ただし、気を付けていただきたいのは一般的な例として子供が父から110万円、母から110万円を同じ年に贈与を受けた場合は220万円が贈与税の課税対象になります。

▶ **贈与の事実の証明 … 「あげます」「もらいます」という双方の合意により成立**

一般的な相続対策として、父親が子供名義で110万円を銀行に預入している場合“名義預金”として税務署の相続税調査のときに、父親の相続財産として認定されるケースがよくあります。



あなたのお母さんの場合は、「あげます」「もらいます」という贈与の事実は明らかと思われるので②③について明確にして、そして④の贈与契約書の作成をしておくのが望ましいでしょう。

▶ **妹さんが万一のときお母さんが相続財産を貰ったとき**

妹さんの相続が発生した場合は、亡くなる3年以内の贈与財産は妹さんの相続財産に加算して相続税の課税対象になります（原則：令和6年1月1日からの贈与は3年→7年）。しかし、生前贈与を受けた金額の一定金額 + 亡くなったときの遺産の合計額が3,600万円以下の場合は、相続税がかかりませんので安心してください。なお、この相続により貰った遺産は所得ではありませんので100万円の贈与同様にあなたの扶養家族の判定金額には加算されません

※ 相続税の基礎控除額 … 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数（1人）＝ 3,600万円

(ワンポイントアドバイス) 贈与税の非課税は年間110万円以下！

※ 令和5年8月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。